

保険料 あらまし 費用に応じて額を決定

第一号被保険者(65歳以上)
の保険料
一人ひとりに納めていただきます。保険料は、満六十五歳になった日(誕生日の前日)から納めます。
ある月の分から納めます。
介護保険事業計画の見直し
保険料は、全体の介護サービス
の提供に必要な費用に応じて
基準額が決まります。今回、三

歳になった日(誕生日の前日)から納めます。
ある月の分から納めます。
介護保険事業計画の見直し
保険料は、全体の介護サービス
の提供に必要な費用に応じて
基準額が決まります。今回、三

区分	対象者	納付方法	平成15年度の納期
特別徴収	老齢・退職年金を受給している人	年金から天引きされます	4月、6月、8月、10月、12月、2月の偶数月
普通徴収	上記以外の人 老齢・退職年金が年額18万円未満の人 老齢・退職年金を受給していない人(遺族・障害者・老齢福祉年金受給者など) 中65歳になった人や転入した人など	納付書または口座振替で納付します	7月、2月、5月、10月、12月、1月の各月
併用徴収	特別徴収となっている人が、変更などにより保険料が増額となった場合、差額分を納付書(普通徴収)で納めます。詳しくは、介護高齢福祉課へお問い合わせください	併用方法があります	

区分	対象者	算式	保険料額(円)		差額(円)
			平成14年度	平成15年度	
第1段階	生活保護受給の人、市民税非課税世帯で老齢福祉年金受給の人	基準額×0.5	1万6,700	1万8,600	1,900
第2段階	世帯全員が市民税非課税の人	基準額×0.75	2万5,100	2万7,900	2,800
第3段階	本人が市民税非課税で世帯に市民税課税者がある人	基準額	3万3,500	3万7,200	3,700
第4段階	市民税課税の人(合計所得額が200万円未満)	基準額×1.25	4万1,900	4万6,500	4,600
第5段階	市民税課税の人(合計所得額が200万円以上)	基準額×1.5	5万300	5万5,800	5,500

第4段階・第5段階(市民税課税の人)の基準所得金額が本年度250万円から200万円へ変更になりました。

年ごとの介護保険事業計画の見直しが行われ、平成十五年(十七年)の保険料基準額は、年額三千七百円の増額となりました。また、市民税本人課税の人の基準所得金額が、本年度二百五十万円から二百万円へ変更になりました。

保険料の決め方
保険料は、全体の介護サービスの提供に必要な費用に応じて基準額を決定。

四月一日時点での世帯員の市民税の課税状況と所得の段階に応じて、負担が重くならないよう基準額の半分から一・五倍まで、五段階に分かれます。

一人ひとりの保険料額は異なります(表1のとおり)。
介護保険料の納め方(65歳以上の人)
保険料の納付方法は次の三つ

に分かれます(表2のとおり)。
特別徴収(年金から天引き)
普通徴収(納付書または口座振替での納付) 併用徴収(併用)。
特別徴収
七月中旬に保険料額通知書を郵送。通知書には本年度の保険料額と来年度の仮徴収額が記載してあります。仮徴収は本年度二分分と同額を来年度の四月・六月・八月の各月ごとに年金から天引きします。

普通徴収
七月中旬に納付書を郵送。納期は七月から来年二月まで。普通徴収の人は口座振替の利用が便利です。介護保険料口座振替依頼書で金融機関などに直接申し込んでください。このとき、通帳・届け出印が必要です。振替の開始は、申し込んだ月の翌

月分からです。
介護保険の被保険者
介護保険は、年齢で第一号被保険者(六十五歳以上)と第二号被保険者(四十歳~十四歳)に分かれます。
保険料を納めない
一定期間保険料を納めないと、サービス利用時の費用を全額負担してもらいます。さらに納めない期間が長くなると、保険給付の支払いが差し止められます。
連帯納付義務
普通徴収で保険料を納めるときは、本人のほかに、世帯主や配偶者も連帯して納める義務があります。
保険料の減免
災害など特別の事情があると認められる場合は、保険料の減免が受けられます。減免を受けるには、申請書と理由を証明する書類が必要です。

第二号被保険者(40歳~64歳)の保険料
加入している医療保険の保険料と一緒に納めます。保険料額は加入している医療保険の算定方法によって決まります。

ホームヘルパーによる足浴
安心して介護を受ける高齢者。



問い合わせは介護高齢福祉課 890 615 8へ。